

令和2年度 第3回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：令和2年12月23日（水）午後2時00分～3時00分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員）富田一太郎、藤井貴範、勝崎泰生、夏目豊

（学識経験者）竹内栄道、竹内尚明、新海正敏、安藤博史

（その他市長が特に必要と認める者）内藤彰夫、日比野紀子、早川一枝、岡本一美

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 鈴木宏式（都市整備部長）

（都市計画課）

渡邊辰徳（課長）、福岡正樹（調整担当専任統括監）、井上貴史（統括主任）

鳥井元将司、大矢みのり、澁谷貴史

欠席者：委員（学識経験者）長倉剛士

【事務局（都市計画課長）】

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第3回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課長の渡邊辰徳でございます。

審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに、本日の委員のご出席についてでございますが、長倉委員から都合により、欠席のご連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の議事録につきましては、後ほど指名させていただく委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様に配布させていただきました資料は、初めに、令和2年度第3回知多市都市計画審議会次第、都市計画審議会委員名簿、総括図、「にしちたVOICE!」、右肩番号1-1から1-3までが、諮問第1号「知多都市計画道路の変更（愛知県決定）」の資料、右肩番号2-1から2-2までが、諮問第2号「知多都市計画区域区分の変更（愛知県決定）」の資料、右肩番号3-1から3-5までが、議案第1号「知多

都市計画用途地域の変更(知多市決定)」の資料、右肩番号4-1から4-2までが、議案第2号「知多都市計画準防火地域の変更(知多市決定)」の資料、右肩番号5-1から5-2までが、議案第3号「知多都市計画緑町北部地区計画の決定(知多市決定)」の資料、右肩番号6-1から6-3までが、議案第4号「知多都市計画大興寺地区計画の変更(知多市決定)」の資料、右肩番号7-1から7-2、参考資料1までが、諮問第3号「知多市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)」の資料、右肩番号8-1から8-2、参考資料2までが、諮問第4号「知多市立地適正化計画」の資料となっております。また、都市計画案等の縦覧結果を机上に配布させていただきましたのでよろしくお願いいたします。お配りしている令和2年度第3回知多市都市計画審議会次第についてですが、議案第2号「知多都市計画準防火地域の決定」となっておりますが、正しくは「知多都市計画準防火地域の変更」ですので申し訳ありませんが修正をさせていただきます。

よろしいでしょうか。不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

それではここで市長より、ごあいさつ申し上げます。

【市長】

皆様、こんにちは。ただ今、ご紹介をいただきました、市長の宮島でございます。令和2年度第3回知多市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、皆様の生活において様々な制約が生じ、ご不便をおかけしている中で、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、都市計画行政に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、ご審議をお願いいたしますのは、都市計画道路の変更、区域区分の変更、用途地域の変更、準防火地域の変更、緑町北部地区計画の決定、大興寺地区計画の変更、知多市都市計画マスタープラン、知多市立地適正化計画の8件となっております。

委員の皆様におかれましては、慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

今回の審議案件について、少しお話をさせていただきます。

まず西知多道路についてですが、未事業化区間の早期事業化に向け、国、県に働きかけるとともに、設置が予定されております市内5か所のインターチェンジ周辺の土地利用を進めてまいります。

緑町北部地区については、市街化区域編入、地区計画の決定をすることで、観光交流施設及び公共公益的施設の集積を図ってまいります。

また、都市計画マスタープラン、立地適正化計画についてですが、改訂・策定作業は最終段階を迎えております。今回の審議会で委員の皆様の意見を伺い、今年度末での公表を目指してまいります。

最後になりますが、今後とも皆様方の貴重なご意見を参考に都市計画行政を進めてまいりますので、引き

続き、格別なるご協力をお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。

ここで、市長におかれましては、他の公務のため、退席いたしますのでよろしくお願いいたします。

(市長退席)

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項に基づき、会長の竹内栄道委員に審議会の進行をお願いいたします。

【議長】

それでは、ただいまより令和2年度第3回知多市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は12名でございます。会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきたいと思っております。

議事録署名者には、勝崎委員と岡本委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「2 審議」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

諮問第1号「知多都市計画道路の変更（愛知県決定）」について、ご説明いたします。

今回の変更は、都市計画道路 西知多道路を変更するものでございます。愛知県が決定する都市計画であり、愛知県が作成した都市計画の案に対して、市へ意見照会がありました。そのため、本審議会にてご意見をお伺いするものです。

はじめに、改めて西知多道路の概要についてご説明いたします。お配りしている資料「にしちたVOICE！」の2ページ目をご覧ください。

左側の地図にありますとおり、西知多道路は、伊勢湾岸自動車道と中部国際空港を結び、名古屋高速道路を経由して名古屋駅へとつながる道路です。2007年10月からPI、パブリック・インボルブメントを実施し、計画づくりに地域のみなさまにご意見を伺いました。その後、2014年4月に都市計画決定の告示をしております。2016年4月には、東海ジャンクションランプ部の約2.0kmが、国の権限代行により事業化、青海インターチェンジ～常滑ジャンクション間約4.0kmが、県施工により事業化されてお

ります。また、2019年4月には、日長インターチェンジから青海インターチェンジ間の約4.0kmが県施工により事業化されております。

次に、今回審議していただく都市計画変更の内容についてご説明します。右肩番号1-1の資料をご覧ください。東海市、常滑市の変更箇所も含めた都市計画変更の計画書になります。説明は、総括図に示しています知多市の該当箇所、2箇所について説明させていただきます。

1点目が、有料道路事業導入による変更になります。右肩番号1-2の資料をご覧ください。こちらは日長インターチェンジ付近の都市計画図でございます。黄線が変更前、赤線が変更後を示しております。元々は黄色の線で示しておりますように幅員23.5mで決定しておりましたが、料金所を新たに配置することから、画面上側に区域を追加します。

2点目が、交通の安全性や利便性の向上を目的とする変更です。右肩番号1-3の資料をご覧ください。2014年の都市計画決定では、黄色線のとおり、金沢インターチェンジは、名古屋方面から降りてくる車と、常滑方面へ乗る車が、平面で交差するインターチェンジの形式となっております。しかし、近年多発している逆走問題等に対応するため、更なる安全性の向上が必要となって参りました。そのため、逆走等の危険解消を図るため、赤線のとおり、立体交差するインターチェンジ形式に変更するものです。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。令和2年11月6日から11月20日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。知多市役所での縦覧者は3名で、意見書の提出が2件ありました。

以上で、諮問第1号の説明を終わらせていただきます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員1】

資料や説明の中で、事業化という言葉が出てきますが、事業化とは、予算が付いたと考えていいのでしょうか。

【事務局】

測量等、工事に向けて予算措置がされたとき、事業化されたとしています。

【議長】

他にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【委員2】

意見書の提出が2件あったとのことでしたが、どのような意見があったのでしょうか。

【事務局】

有料化に反対する意見と、周辺道路に対する要望がございました。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員3】

金沢インターチェンジの形状を変更することによって知多高校跡地の活用へ影響はあるのでしょうか。

【事務局】

アクセス方法含め活用方法について検討中です。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

諮問第1号「知多都市計画道路の変更（愛知県決定）」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【議長】

次に、諮問第2号についてですが、議案第1号から第3号までは、一部関連する部分がありますので事務局より4件一括して説明をお願いします。

【事務局】

諮問第2号「知多都市計画区域区分の変更（愛知県決定）」について、ご説明いたします。

知多都市計画区域区分の変更は、愛知県が決定する都市計画です。愛知県が作成した都市計画の案に対して、市へ意見照会があったため、本審議会にてご意見をお伺いするものです。

総括図をご覧ください。今回、区域区分を変更する箇所は、緑町北部地区です。

当該地区は、本市の北部に位置し、都市計画道路西知多道路寺本インターチェンジに近接、名古屋鉄道常滑線の寺本駅及び朝倉駅に近接しており、交通利便性が高い地区となっております。当該地区の北側に位置するふれあい広場周辺では、芝生多目的グラウンド建設に向けて公益財団法人愛知県サッカー協会と「知多市フットボールセンター整備等に関する基本協定書」を締結し、観光交流施設の計画的な整備を予定しています。

また、海浜プール地内にて、西知多医療厚生組合による健康増進施設建設の計画に向けて設計を進めています。

そこで、当該地区は観光交流施設及び公共公益的施設の集積を図るため、地区計画の決定と併せて区域区

分を変更し、市街化調整区域から市街化区域に編入します。

右肩番号2-1(計画書)、2-2(計画図)の資料をあわせてご覧ください。

当該地区は、ふれあい広場や緑広場、知多運動公園、歴史民俗博物館など公共公益施設が集積した地区を基本とした、面積約26.3haの区域を市街化調整区域から市街化区域に編入いたします。編入する区域は、北側を筆界、南側を道路の中心線、西側及び東側を字界でございます。

諮問第2号についての説明は以上となります。

引き続き議案第1号「知多都市計画用途地域の変更(知多市決定)」について説明させていただきます。

用途地域とは、地域における居住環境の保護や業務の利便の増進を図るため、都市計画法第8条に定められる地域地区の一種で、同法第9条において定義される住居系、商業系、工業系の計13種類の用途地域について、建築基準法で具体的な土地利用の制限を定めるものです。

総括図をご覧ください。今回、用途地域を変更する箇所は、先ほど議案第1号でご説明させていただいた緑町北部地区と現在土地区画整理事業を進めております知多信濃川東部地区でございます。

右肩番号3-2(緑町の計画図)の図面をご覧ください。

緑町北部地区は、都市計画マスタープランにおいて、都市拠点及び公共公益的施設用地に位置づけられており、公共公益的施設の維持や積極的な利活用の誘導をしていくこととしております。

当該地区は、議案第1号でご説明したとおり、芝生多目的グラウンド建設や健康増進施設建設が進められており、面積は約26.3haとなっております。

次に、右肩番号3-3(緑町の新旧)の図面をご覧ください。

こちらは、新旧用途地域対照図となっております。図面左側が変更前、右側が変更後となります。図面の赤枠で囲われた市街化区域に編入する区域を容積率200%以下、建蔽率80%以下の近隣商業地域に変更します。

次に、右肩番号3-4(信濃川東部の計画図)の図面をご覧ください。

知多信濃川東部地区は、都市計画マスタープランにおいて、新たに住居系市街地の拡大を図る拡大住宅地エリアに位置づけられており、まちづくりの基本方針の一つである、「快適・機能的で安心・安全な都市づくり」の実現のため、人口減少、超高齢社会において暮らし続けられるように、徒歩や自転車、公共交通の利用を中心とした自家用車に過度に依存しなくても暮らしやすい集約型の都市づくりを目指しております。知多信濃川東部土地区画整理事業の事業予定期間は、平成30年度の組合設立から令和6年度までの7年間を予定しております。用途変更の面積は約15.2haとなっております。

知多信濃川東部地区は、都市計画道路東海知多線に隣接するとともに、名古屋鉄道常滑線の寺本駅から約700mの距離にある交通利便性の高い地区となっております。

次に、右肩番号3-5(信濃川の新旧)の図面をご覧ください。

図面の赤枠が平成29年に市街化区域に変更した区域になります。

右側の変更後の中で、緑色に着色された区域については、既存の住宅街と調和する土地利用を図るため、容積率150%以下、建蔽率60%以下の第一種中高層住居専用地域に変更する区域で、約9.5haです。

次に、薄いオレンジ色に着色された区域については、住宅地の環境と調和した一定規模の生活利便施設の誘導を図るため、容積率200%以下、建蔽率60%以下の第二種住居地域に変更する区域で約4.3haです。

最後に、濃いオレンジ色に着色された区域については、都市計画道路東海知多線の沿道地区として、容積率200%以下、建蔽率60%以下の準住居地域に変更する区域で、約1.4haとなっております。

議案第1号についての説明は以上となります。

引き続き議案第2号「知多都市計画準防火地域の変更(知多市決定)」について説明させていただきます。

準防火地域とは、市街地等における火災の危険を防除するために定める地域地区です。今回、準防火地域を変更する箇所は、議案第1号でご説明させていただいた緑町北部地区でございます。

右肩番号4-1(計画書)と4-2(計画図)の資料を併せてご覧ください。

区域区分及び用途地域の変更に伴い、今回、市街化調整区域から市街化区域に編入し、用途地域を近隣商業地域に指定する区域において、地区の災害時における延焼防止及び良好な都市環境の形成を図るため、準防火地域に指定します。

用途地域が近隣商業地域に指定される区域約26.3haを準防火地域に指定するものです。

議案第2号についての説明は以上となります。

引き続き議案第3号「知多都市計画緑町北部地区計画の決定(知多市決定)」について説明させていただきます。

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発及び保全するための計画で、用途地域だけでは誘導できない、地区レベルのきめ細かなまちづくりを誘導することができます。今回、地区計画を決定する箇所は、諮問第1号、議案第1号、2号でご説明させていただいた緑町北部地区でございます。

右肩番号5-1(計画書)と5-2(計画図)の資料を併せてご覧ください。

緑町北部地区は、地区計画で道路の地区施設及び建築物の用途制限などを定めることにより、建築物等の無秩序な立地を未然に防止し、周辺環境や景観との調和を図りつつ、文化、スポーツ機能を備えた観光交流施設及び公共公益的施設の集積を図ることを目標としております。

当該地区計画では、地区全体、約26.3haをA地区9.5ha、B地区約12.2ha、C地区4.

6 h a に分けて方針を定めていきます。

右肩番号5-1(計画書)の1枚目の中段に記載しています土地利用の方針をみていただくと、A地区は、主にサッカーグラウンドを中心とし、競技者等の利用者が観光交流できる土地利用の形成を図ることとしております。

B地区は、既存のスポーツ施設を生かし、運動施設の機能充実を図ることとしております。

C地区は、既存の市民文化施設等を活用し、周辺環境と調和した土地利用の形成を図ることとしております。

A地区・B地区・C地区の各地区に合った土地利用を図っていくために右肩番号5-1(計画書)の2枚目に記載しています建築物等に関する事項のとおり、用途の制限について規制していきます。

概要といたしましては、住宅、3000㎡以上の店舗、カラオケボックス・パチンコ屋等の遊戯施設、畜舎、工場などの建築を規制するものです。

議案第3号についての説明は以上となります。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。区域区分、用途地域、準防火地域及び緑町北部地区計画の都市計画決定・変更につきましては、令和2年11月6日から11月20日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者は1名で意見書の提出はございませんでした。

以上で、諮問第1号、議案第1号～3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員4】

愛知県サッカー協会が建設するものとして、グラウンド以外で他にあるのでしょうか。

【事務局】

愛知県サッカー協会からは、クラブハウス、器具庫、観客席スタンド等を予定していると聞いております。

【議長】

他にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【委員5】

サッカーグラウンドを計画しているとのことでしたが、駐車場の計画はされているのでしょうか。

【事務局】

関係機関と調整を図りながら、今後検討していきます。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員6】

議案第3号についてですが、海浜プールを分断するように計画の区域が設定されている理由を説明してください。

【事務局】

健康増進施設としての活用部分と愛知県サッカー協会の活用部分とで分けるためです。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員7】

緑町北部地区についてですが、名古屋港管理組合の所有する土地が地区内にあると思いますが、協議はすでに済んでいるのでしょうか。

【事務局】

野球場、陸上競技場、テニスコートについては名古屋港管理組合が所有する土地になっていますが、すでに協議は済んでおり、同意を得ております。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員8】

駐車場の計画は今後検討していくとのことでしたが、今回都市計画決定をする緑町北部地区周辺はすでに駐車場が足りていないのが現状です。これからサッカーグラウンドとして土地利用をすると、今よりも駐車場を利用する人が増えると考えられますので、市全体の問題として早急に対策を検討していくようお願いいたします。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

諮問第2号「知多都市計画区域区分の変更（愛知県決定）」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【議長】

ありがとうございました。ご異議ないものと認めます。

次に、議案第1号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

（挙手）

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「知多都市計画準防火地域の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

（挙手）

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「知多都市計画緑町北部地区計画の決定（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

（挙手）

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「知多都市計画大興寺地区計画の変更（知多市決定）」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第4号「知多都市計画大興寺地区計画の変更（知多市決定）」についてご説明いたします。

はじめに、総括図、右肩番号6-1（計画書）、6-2（計画図）を併せてご覧ください。今回、地区計画を変更する地区は、本市の南東に位置し、既存の工業団地に隣接する地区です。

当該地区は、都市計画マスタープランにおいて、拡大工業地エリアに位置付けており、愛知県企業庁により事業を進めていく予定となっております、今年度7月に当初地区計画を決定しております。

次に、右肩番号6-3（新旧の図）をご覧ください。

今回、変更する内容といたしましては、右側図面にある道路2号を削除する内容となります。また、それに伴い、緑地等を変更しております。

変更する理由としては、社会情勢の変化に伴い土地利用を図るため、となっております。

議案第4号についての説明は以上となります。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。令和2年12月3日から12月17日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者は0名で意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員9】

愛知県企業庁が事業を進めていくとのことでしたが、今後の事業の予定を教えてください。

【事務局】

現在、造成・分譲の参考とするために、立地エントリーの受付を開始しております。

今後の予定としては、令和3年夏頃に造成工事に着手し、秋頃に本分譲の申込みの開始をします。令和4年3月までに企業を決定し、令和6年3月頃に企業へ土地の引渡しを予定していると聞いております。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員10】

区画を分断していた道路の削除ということは大区画での企業の誘致が見込めるということでしょうか。

【事務局】

可能性としてはあります。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員11】

緑地に出入口を設置することは可能でしょうか。

【事務局】

出入口の設置は可能です。ただし、全体の緑地面積は決まっていますので他の部分に新たに緑地の設置が必要になります。

【議長】

他にご意見、ご質問はありますか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第4号「知多都市計画大興寺地区計画の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第3号「知多市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

諮問第3号「知多市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）」について、ご説明いたします。

まず、参考資料1 知多市都市計画マスタープラン パブリックコメント実施結果(案)をご覧ください。

パブリックコメントは、10月1日号の広報ちたに掲載しまして、知多市都市計画マスタープラン(案)とその概要版を都市計画課窓口と市ホームページにて10月1日から10月30日の30日間、公表し、意見を募集しました。

提出されたご意見は、5名から17件の提出があり、いただいた主なご意見といたしましては、計画全体に対するご意見や上位計画である総合計画について、また、市民協働についてのご意見などがございました。そのご意見についての「市の考え」については、同資料の右側に記載させていただいております。

こちらの「パブリックコメント実施結果(案)」につきましては、本日、都市計画審議会へご報告させていただきます。1月下旬に市ホームページや都市計画課窓口で公表する予定でございます。

続きまして、右肩番号7-1 知多市都市計画マスタープラン(案)をお願いします。

こちらは、知多市都市計画マスタープラン策定委員会などでいただいたご意見等を反映し、とりまとめた資料となっております。

今回ご説明させていただく資料の内容については、今月4日に開催した策定委員会で審議しており、その際いただいたご意見に対し、2点ほど修正しておりますので、修正箇所についてご説明いたします。

まず始めに75ページをお願いいたします。

一点目は、「本市には、ため池がたくさんあるため、それに対する防災対策について記載してはどうか」というご意見をいただきました。修正内容としては、75ページの防災の方針の項目の1つ目の■「水害対策・土砂災害対策」の5つ目の○に「ため池の管理」について、追記し対応しました。

次に111ページをお願いします。

二点目は、「表の一番右側の関連する主要な都市づくりの方針の括弧書きが本編のページ番号だとわかるように注釈にその旨を記載してはどうか」というご意見をいただきました。修正内容としては、委員の方のご意見のとおり、111ページ下の3つ目の注釈の「なお」以降に本編のページ番号だとわかるようにその内容を追記し対応しました。

以上が策定委員会でのご意見に対する対応となっており、策定委員会の最終案として審議していただいております。

続きまして、本編の全体の構成についてご説明させていただきます。

本編を2枚めくっていただき、目次をご覧ください。

1ページから2ページは、序章として、策定の背景や位置付け、目標年次、計画の構成について、3ページから11ページは「第1章 上位関連計画」について、12ページから40ページは、「第2章 知多市の現況特性」を整理しています。1ページめくっていただき41ページから45ページは、「第3章 都市づくりの課題の整理」をまとめています。

次に、46ページから75ページは、「第4章 全体構想」で、都市づくりの目標、将来フレーム、将来都市構造、都市づくりの方針で構成しており、76ページから108ページは、「第5章 地域別構想」で、各地域のまちづくり構想についてまとめています。

次に109ページから111ページは、「第6章 計画実現に向けて」で計画の実現・推進のための方策、計画の進行管理について整理しています。

巻末には、参考資料として、策定体制や策定の経緯、用語解説等を添付しております。

なお、右肩番号7-2の概要版では知多市都市計画マスタープランの概略についてまとめさせていただきました。

都市計画マスタープランの今後の予定といたしましては、本審議会の答申結果を踏まえて、3月の市議会へ報告、公表してまいります。

以上で、諮問第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

す。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

諮問第3号「知多市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【議長】

ありがとうございました。ご異議ないものと認めます。

次に、諮問第4号「知多市立地適正化計画」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

諮問第4号「知多市立地適正化計画」について、ご説明いたします。

まず、参考資料2 知多市立地適正化計画 パブリックコメント実施結果(案)をご覧ください。

パブリックコメントは、10月1日号の広報ちたに掲載しまして、知多市立地適正化計画(案)とその概要版を都市計画課窓口と市ホームページにて10月1日から10月30日の30日間、公表し、意見を募集しました。

提出されたご意見は、4名から25件の提出があり、いただいたご意見といたしましては、計画全体に対するご意見や居住と都市機能の誘導について、また、防災対策についてのご意見などがございました。そのご意見についての「市の考え」については、同資料の右側に記載させていただいております。

こちらの「パブリックコメント実施結果(案)」につきましては、本日、都市計画審議会へご報告させていただきます。1月下旬に市ホームページや都市計画課窓口で公表する予定でございます。

続きまして、右肩番号8-1 知多市立地適正化計画(案)をお願いします。

こちらは、知多市立地適正化計画策定委員会などでいただいたご意見等を反映し、とりまとめた資料となっております。

今回ご説明させていただく資料の内容については、今日4日に開催した策定委員会で審議しており、その際いただいたご意見に対し、1点修正しておりますので、修正箇所についてご説明いたします。

168ページをお願いいたします。「高潮浸水予測マップの配布・周知において、実施時期の目標が、短期5年、中期10年、長期20年の最後まで引かれているので、20年後までにしますとしか読み取れない。マップの配布は、1年以内、周知は、5年以内で実施すべきである。」との意見がございました。マップは

作成時に全戸配布し、転入者にも配布をしているため、正確に読み取れるよう、防災対策の実施プログラムの高潮浸水予測マップの配布・周知の実施時期の目標を、「周知」から「随時実施」へ改めました。また、土砂災害、津波災害、浸水害・洪水災害につきましても、同様に修正しております。

続きまして、本編の全体の構成についてご説明させていただきます。

本編のページを2枚めくっていただき、目次をご覧ください。

1ページから3ページは、序章として、立地適正化計画の概要と策定目的、法体系における位置付け、立地適正化計画のイメージと対象区域について説明しております。4ページから9ページは「第1章 関連計画に関する整理」について、10ページから89ページは、「第2章 現況及び将来の見通しにおける都市構造上の課題分析」について、基礎的データを収集・分析し、知多市において解決すべき課題を整理しています。90ページから101ページは、「第3章 立地適正化に関する基本的な方針」をまとめています。

次に、102ページから116ページは、「第4章 居住誘導区域の設定」について、ページを1枚めくっていただき、117ページから154ページは「第5章 都市機能誘導区域の設定」についてまとめています。

次に155ページから158ページは、「第6章 誘導施策の設定」で、居住誘導区域内へ居住を誘導するための施策と、都市機能誘導区域内へ誘導施設を維持・誘導するための施策について整理しています。

次に159ページから172ページは「第7章 防災指針」について、173ページから177ページで「計画の評価」についてまとめております。

巻末には、参考資料として、策定体制や策定の経緯、用語解説等を添付しております。

なお、右肩番号8-2の概要版では知多市立地適正化計画の概略についてまとめさせていただきました。

立地適正化計画の今後の予定といたしましては、本審議会の答申結果を踏まえて、3月の市議会へ報告、公表してまいります。

以上で、諮問第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

諮問第4号「知多市立地適正化計画」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【議長】

ありがとうございました。ご異議ないものと認めます。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、諮問第1号～4号は、「異議なし」、議案第1号～4号につきましては、「原案のとおり可決」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上で審議については終了させていただきます。

本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。

竹内会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。

今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いしまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。